

京中発第99号
令和5年6月7日

会員団体
各位
特別会員

京都府中小企業団体中央会
会長 阪口 雄次

電子帳簿保存法～事業者がこれだけは絶対に対応すべきこと～ 待たなし！！改正電子帳簿保存法の対策セミナー

平素は、本会の事業運営につきまして、御協力を賜り誠に有難うございます。

さて、改正後の電子帳簿保存法義務化の猶予期間も令和5年12月で間もなく終わり、令和6年1月1日以降から保存要件に従った電子取引データでの保存が必要となります。

令和5年10月より導入されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）のほか、この電子帳簿保存法についても、組合等の団体や中小企業・小規模事業者にとって大きな影響が考えられます。

組合等団体の役職員及び中小企業・小規模事業者の経理を担当されている皆様は、制度の十分な理解と、具体的な対応策を講じる必要があります。

そのため本会では、電子帳簿保存法に備えることを目的とし、下記の通り、セミナーを開催することに致しましたので、是非、御参加下さいますよう御案内申し上げます。

参加を希望されます場合は、別紙の参加申込書により7月21日（金）までにFAXにてお申込みをお願いします。

（定員になり次第受付を終了させて頂きますので、予め御了承下さい。）

記

（日 時）令和5年7月28日（金） 14:00～16:00（質疑応答時間 30分含む）

（場 所）京都経済センター3階 3-F 会議室

（京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地）

（講 師）永田会計事務所 所長 永田 健氏（税理士）

（対 象）組合等団体の役職員及び中小企業・小規模事業者の役員・経理担当者等

（定 員）80名

（お問い合わせ）
京都府中小企業団体中央会 企画調整課 細見 昇
電話（075）708-3701

【電子取引データとは】

紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれるもの

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書、カード利用明細、WEB 通帳など

改正内容

●令和5年12月31日まで

電子取引データをプリントアウトして保存し、税務調査時の際に提示・提出できるようにする。



●令和6年1月1日以降

保存要件に従った電子取引データでの保存が必要となります。

請求書など電子取引の書面への出力保存（紙保存）が認められなくなり、電子保存が義務化されます。

電子帳簿保存法の
事前準備は万全
ですか？



うちはパソコン
すらないけど…大丈夫？



■講師プロフィール■

永田会計事務所 所長 永田 健（ながたたけし）氏

地元金融機関において証券運用担当者として
長年従事、税理士事務所開業。2006年4月
に京都中央税理士法人を設立し代表社員となる。
2015年4月1日に永田会計事務所開業。



なが た たけし
講師 税理士 永田 健 氏

技能・資格：税理士、宅地建物取引主任者、証券アナリスト

公職：京都地方裁判所 司法委員、亀岡簡易裁判所民事調停委員、
京都府商工会連合会顧問税理士

表彰：京都地方裁判所長表彰受賞、大阪高等裁判所長官表彰受賞

所属：近畿税理士会、日本経営学会、法と経済学会

専門：事業承継（譲渡・相続）、組織再編（持株会社設立・分割合併）